

**ヤマナセイザエモン** 山名清左衛門 寛永十三年初めて召出されて千石を領し、御馬廻に班したが、天和二年自殺して家督断絶した。  
**ヤマネ** 山根 鳳至郡上町野郷本郷（今の上町）の内の小字。

**ヤマネコ** 山猫 白山に棲息したが今は居ない。畔田伴存の白山草木志に、『山猫。山中の間にあり。形状猫に同じうして尾長く、背・尾の上黒色、尾の背及び腹足白色也。』と記する。

**ヤマネチヨウダユウ** 山根長太夫 朝鮮流の御術を以て初めて召抱へられ、俸七十人扶持を受けた。元禄元年歿、子孫相繼いで藩に仕へる。

**ヤマナホカド** 山根直藤 長太夫の子。通稱助左衛門・字は敬心。食禄二百石。初め學を羽黒成實に受け、後室鳩巢の門に入り、德行高くて七才の一に數へられたが、詩賦はその好む所でなかつた。寶永四年歿。

**ヤマノウチクロベエ** 山内九郎兵衛 越前府中に於いて前田利家に仕へ、百三十石を領し、後五十石を加へ、慶長九年五十石を増し、十年父七郎左衛門遺知の内五十石を併せ、小將組に班し、寛永十三年四月歿した。

**ヤマノウチシチカソン** 山内七ヶ村 ↓ヤマノウチシヨウ 山内庄。  
**ヤマノウチシチロザエモン** 山内七郎左衛門 越前府中に於いて前田利家に仕へ、百石を領し、慶長十年歿。子孫藩に世襲する。

**ヤマノウチシヨウ** 山内庄 (一)狭義の山内―白山の澗水の北流するもの、一は大日川となり、新保・須納谷・丸山・杖・小原の諸村之に添ひ、一を牛首川といひ、風嵐・牛首・島・下田原・鶴谷・深瀬・釜谷・五味島・二口・女原の

諸邑その流域に屬する。前者は之を總稱して西谷又は大日谷といひ、後者は東谷又は牛首谷と稱する。又別に東谷の東北に尾添川が流れて、そこに尾添・荒谷・瀬戸各邑がある。是等の地若し王朝の郷名に従ふ時は西谷・東谷及び目附谷以西の荒谷・瀬戸兩村は能美郡山上郷で、獨尾添のみ石川郡に屬し、固より白山權現の御庭所たる理由を以て領主を載くことなかつたが、後凡べて之を山内庄と汎稱し、更に一向一揆の勢力熾なるに及び、山内庄を悉く能美郡二百廿四ヶ村中に算することになつた。(越登賀三州志來因概覽に、尾添・荒谷二邑はもと石川郡河内庄であつたが、寛文年中から中ノ川を郡界とし、之を能美郡に屬せしめることになつたと記するのは誤であらう。)

次いで織田信長の越前を柴田勝家に興へた時、天正七年勝家は其の甥柴田三左衛門勝政に命じ、國境谷峠を超えて兵を石川郡吉野に進め、東谷・西谷及び瀬戸の十六ヶ村は之に服して貢賦を越前に納れたが、尾添・荒谷は石川郡吉野・佐良・瀬波・市原・木滑・中宮と共に従はなかつた。この後十六ヶ村は越前大野郡に屬し、勝政は勝山に在つて之を治した。十一年勝家滅び、羽柴秀吉の青木紀伊守秀以(初名一矩)をして大野城に居らしめるに及び、十六ヶ村之に歸し、慶長三年轉じて北庄に封ぜられた後も尙同じかつた。五年秀以封を奪はれ、一時保科正光が代官になつたが、十二月結城秀康北庄に封ぜられて十六ヶ村その有となつた。元和九年秀康の子松平忠直豊後に配流せられ、翌寛永元年松平忠昌越後高田より來り、北庄を改めて福井と稱した。この時忠昌は弟直基を勝山に分封した爲十六ヶ村

之に歸し、十二年直基は大野に移り、勝山領を弟直良に譲つたが、正保元年直基は又山形に轉封せられ、直良その後を受けたから、幕府は勝山領を十六ヶ村と共に再び忠昌に預領とした。これに對して尾添・荒谷(當時能美郡)の二邑は天正八年佐久間盛政の尾山城に鎮してからその有となつたが、十一年盛政滅びて前田利家の得る所となつた。後明暦元年以後白山嶺上神祠修營の權利に關し、牛首・風嵐と尾添との間に爭議を醸し、遂に寛文八年福井藩預領十六ヶ村・加賀藩領二ヶ村共に幕府直轄となり、郡名を冠せずして白山々麓(又は白山下)と稱することになつた。

(二)廣義の山内―山内の語によつて表される區域は、戰國時代になつてもつと廣くなつたと思はれる。それは寛文八年以前加賀藩であつた石川郡河内庄吉野・佐良・瀬波・市原・木滑・中宮・尾添を山内七ヶ村といふたことがあるからである。佐良村九兵衛の由緒書にも、前田利長の時から寛永十二年まで、吉野村彌兵衛・佐良村二代目九兵衛がこの七ヶ村の代官であつたと記する。こゝに能美郡荒谷を加へぬのは訝しいが、荒谷はもと新屋の義で、尾添の出村でもあつたのであるまいか。又吉野から更に北方の手取川右岸では河内庄福岡までも山内と言はれたらしい。親元日記別錄に『結城市鶴丸申狀文同七八知行分加州山内庄之内云々』天文十四年六月廿六日將軍家下文に、『結城知行分山内總庄三組』ともあつて、その結城氏の本據は福岡であつたからである。尙又福岡から西、手取川を隔てた左岸に能美郡山上郷廣瀬・瀬木野等があるが、祇陀寺所藏貞和三年七月河内庄地頭重宗の寄進

狀に、『加賀國河内庄廣瀬村内瀬切野』と記すると共に、地方人は廣瀬・瀬木野・河合にかけ八軒許の間を山内とも呼んでゐたのである。然らばこの區域は石川郡河内庄に屬してゐたこともあり、隨つて福岡と同じく亦山内庄と見られたこともあると思はれる。

**ヤマノウチヒデカツ** 山内榮勝 大聖寺藩士。通稱半藏。樺郡・聖翁又は湖上汎安舟と號し、東方蒙齋及び芝山に學んで南宗の畫を描いた。明治十八九年の交、七十餘歳で歿。

**ヤマノウヘ** 山ノ上 河北郡小坂庄に屬する部落。卯辰山の山上であるからその名を得、前面は金澤の山ノ上町に接する。

**ヤマノウヘ** 山ノ上 鳳至郡河原田郷に屬する部落。

**ヤマノウヘカスガジンジャ** 山上春日神社 河北郡山上に在る。式内等舊社記に『小坂春日神社。小坂庄鎮座。舊傳云。往古以來小坂庄大和春日領也。故勸請山上村地内。社殿有之。』とある。享保の頃神職高井某、當社が式内たることを主張して神田神社と改めたが、明治初年縣は之を事實にあらざとして山上春日神社の舊號に復せしめ、七年更に小坂神社と改めた。

**ヤマノウヘシンマチ** 山上新町 金澤の舊町名。年代摘要に『享保十五年町續家數頭振山上新町百十七軒』とあり、その頃既に戸數が多かつた。後町會所舊記に、文政四年二月郡地の一部を町奉行の裁許に屬せしめた時、山上村領新町を山上町に併合したと記する。

**ヤマノウヘテラマチ** 山上寺町 金澤油木山淨土宗心蓮社の銘銘に、『天和元辛酉年玄冬吉祥日加州加賀郡山上寺町金池山心蓮社』と

記する。

記する。

記する。

記する。

記する。